

特定事業所加算の取得について

1 特定事業所加算について（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）

特定事業所加算（Ⅰ）（①～③のすべてに適合） 所定単位数の20%を加算

特定事業所加算（Ⅱ）（①及び②に適用） 所定単位数の10%を加算

特定事業所加算（Ⅲ）（①及び③に適用） 所定単位数の10%を加算

特定事業所加算（Ⅳ）（①及び④に適用） 所定単位数の5%を加算

＜加算要件＞

- ① サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）
- ② 良質な人材の確保（介護福祉士の割合が30%以上等）
- ③ 重度障害者への対応（区分5以上の利用者及び喀痰吸引等を必要とする者が30%以上）
- ④ 中重度障害者への対応（区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上）

※【重度訪問介護】特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のみ（他サービスと要件が異なる）

- ・要件①：「年間を通して24時間派遣が可能で、現に深夜帯も含めてサービス提供中」であることが必要。（前月実績で、夜間、深夜、早朝帯にサービス提供した実績記録票の写しを添付）
- ・要件③：30%以上⇒50%以上

2 加算取得要件の定期的な見直しについて

加算取得開始後も要件を満たしているかどうかの確認が定期的が必要です。

- 加算取得のための割合計算は、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合は直ちに届出を行い、事実が発生した日の属する月の翌月の初日から加算の算定を行わないものとする。

＜割合が必要となる要件＞

- ・要件②：介護福祉士の割合が30%以上等 ⇒（Ⅰ）～（Ⅱ）※に影響
※ただし、サービス提供責任者に関する要件を満たして（Ⅱ）を取得している場合は影響なし
- ・要件③、④：前年度（3月を除く）利用実績又は届出日の属する月の前3月の1月あたりの実績の平均を基に算出 ⇒（Ⅰ）、（Ⅲ）～（Ⅳ）に影響
- 重度訪問介護は、前月実績で、夜間・深夜・早朝帯にサービス提供していなければ取得できず、利用が無ければ加算取得は不可となり、届出が必要。

3 留意事項

- ・加算の変更または加算取得要件を満たさなくなった場合は、直ちに変更届を提出すること。

・毎年7月の自己点検票提出時においても、必ず要件の確認を行うこと。